(令和4年11月9日教育研究評議会申合せ)

## 旭川医科大学教授選考細則に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学教授選考細則に関する申合せ(平成16年4月14日教育研究評議会申合せ)の一部について,下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

	※下線部分は、改正箇所を示す。
改正後	現行
(略)	(略)
4 第6条第1項の規定にかかわらず、委員会は、次の各号により選出された教授候補者1人を評議会に推薦するものとする。	4 第6条第1項の規定にかかわらず、委員会は、次の各号により選出された教授候補者1人を評議会に推薦するものとする。
(1)~(4) (略)	(1) ~(4) (略)
(5) 協議会は、委員会から提示された教授候補者について投票を 行い、出席構成員の過半数の得票を得た者1人を、教授候補者と して委員会に推薦するものとする。	(5) 協議会は、委員会から提示された教授候補者について投票を 行い、出席構成員の過半数の得票を得た者1人を、教授候補者と して委員会に推薦するものとする。
(6) 前号に該当する者がいないときは、得票多数の2名について 決選投票を行い、得票多数の者を教授候補者として推薦する。 ただし、推薦される教授候補者は、投票において白票数を超え る票を得た者に限る。	(6) 前号に該当する者がいないときは、得票多数の2名について決選投票を行い、得票多数の者を教授候補者として推薦する <u>もの</u> とし、得票同数の場合は、会長が決定する。
(7) 投票の結果,得票同数により前号に基づく決選投票の対象者 及び推薦する教授候補者が決定しない場合は,会長がこれを決定 する。(新設)	
(8) 第5号又は第6号において推薦する教授候補者がいない場合は, 改めて委員会において選考を行うものとする。(新設)	
(略)	(略)
<u>附 記</u>	
この申合せは、令和4年11月9日から実施する。	
【改正理由】	

教授候補者決定方法の変更のため、所要の改正を行うものである。